

○さいたま市自転車のまちづくり推進条例

平成30年7月6日
条例第53号

(目的)

第1条 この条例は、自転車のまちづくりに関し、基本理念を定め、並びに市、自転車利用者、事業者、交通安全団体及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めること等により、自転車のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **自転車** 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) **自転車のまちづくり** 自転車の安全な利用に関する意識の高揚、自転車通行空間の整備、自転車を利用したレクリエーション活動の充実に資するための基盤の整備、自転車の駐車場所の確保その他の自転車を安全で快適に利用することができる環境の整備により、市民等が自主的かつ積極的に自転車を利用することができる地域社会を形成することをいう。
- (3) **自転車利用者** 市内において自転車を利用する者をいう。
- (4) **事業者** 市内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) **交通安全団体** 市内において交通安全に関する活動を行う団体をいう。
- (6) **市民等** 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (7) **学校** 市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。
- (8) **保護者** 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- (9) **自転車損害保険等** 自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補するための保険又は共済をいう。

(基本理念)

第3条 自転車のまちづくりは、自転車が日常生活における交通手段として高い利便性を有するものであるとともに、自転車の利用が環境への負荷の低減、健康の保持増進、災害時における交通の機能の維持、交通の混雑の緩和等に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 自転車のまちづくりは、歩行者、自転車利用者、自動車等運転者(道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車を運転する者をいう。第20条において同じ。)その他の道路を通行する者が相互に思いやり、事故のない安全な交通を確保することを目的として行われなければならない。

3 自転車のまちづくりは、市、自転車利用者、事業者、交通安全団体及び市民等がそれぞれの責務を果たすとともに、相互に連携することにより、推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、自転車のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自転車利用者、事業者、交通安全団体及び市民等に対し、自転車のまちづくりに関する広報活動及び啓発活動を行うものとする。

3 市は、事業者、交通安全団体又は市民等が行う自転車の安全な利用に関する取組を支援するものとする。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、自転車のまちづくりに関する理解を深めるとともに、車両(道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)の運転者としての責任を自覚した上で、同法その他の関係法令を遵守し、自転車の安全な利用に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自転車のまちづくりに関する理解を深めるとともに、その事業活動を通じて、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 事業者は、通勤又は業務の遂行のために自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

(交通安全団体の責務)

第7条 交通安全団体は、自転車のまちづくりに関する理解を深めるとともに、地域の実情に即した自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第8条 市民等は、自転車のまちづくりに関する理解を深めるとともに、家庭、職場、学校、地域等において自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

(市の施策への協力)

第9条 自転車利用者、事業者、交通安全団体及び市民等は、市が実施する自転車のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民等に対する自転車安全教育)

第10条 市は、埼玉県、交通安全団体、学校等と連携し、市民等に対し、幼児期から高齢期までの各段階に応じた自転車の安全な利用に関する教育(以下「自転車安全教育」という。)を行うものとする。

(児童、生徒等に対する自転車安全教育等)

第11条 学校の長は、その児童及び生徒に対し、その成長の段階に応じた自転車安全教育を行うものとする。

2 中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の長は、その生徒に自転車通学を認めるときは、通学時の自転車の利用による事故が多発している状況に鑑み、当該生徒に対し、自転車の安全な利用に関する指導及び助言を行うよう努めなければならない。

3 保護者は、自ら自転車の安全な利用の重要性を認識した上で、その監護する子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。第13条第1項において同じ。)が自転車を安全に利用することができるよう指導及び助言に努めなければならない。

(自転車安全教育に携わる人材の確保及び資質の向上)

第12条 市は、自転車安全教育に携わる人材の確保及び資質の向上を図るため、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(乗車用ヘルメットの着用等)

第13条 保護者は、その監護する子が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させよう努めなければならない。

2 高齢者の家族は、当該高齢者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるとともに、自転車の安全な利用について助言するよう努めなければならない。

3 市内において自転車の小売を業とする者(第15条第3項において「自転車小売業者」という。)又は自転車の貸出しを業とする者(第14条第4項において「自転車貸出業者」という。)は、自転車を販売し、又は貸し出すときは、自転車を購入しようとする者(第15条第3項において「自転車購入者」という。)又は借り受けようとする者に対し、乗車用ヘルメットの着用、自転車の定期的な点検及び整備その他の自転車の安全な利用に関する対策に係る情報の提供及び助言に努めなければならない。

4 市及び学校の長は、乗車用ヘルメットの着用が自転車利用時の事故による被害の軽減に資することに鑑み、児童及び生徒の乗車用ヘルメットの着用を促進するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(一部改正〔令和5年条例13号〕)

(自転車損害保険等への加入)

第14条 自転車利用者(未成年者を除く。)は、その自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動のために従業者に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているときは、この限りでない。

4 自転車貸出業者は、その貸出しの用に供する自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸出業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているときは、この限りでない。

(自転車損害保険等に関する情報提供等)

第15条 市は、埼玉県及び交通安全団体と連携し、自転車損害保険等への加入を促進するため、自転車損害保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

2 中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の長は、自転車通学を認めた生徒に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、これらの学校の長は、自転車損害保険等に加入していることを確認することができなかつたときは、当該生徒又はその保護者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車購入者に対し、自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、自転車小売業者は、自転車損害保険等に加入していることを確認することができなかつたときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(学校の長と保護者の連携)

第16条 学校の長及び当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者は、学校における自転車の安全な利用に関する取組の円滑かつ効果的な実施を確保するため、相互に連携するよう努めるものとする。

(自転車の押し歩きの推進)

第17条 自転車利用者は、道路交通法その他の関係法令の規定により歩道、横断歩道等を通行することができる場合においても、歩行者の安全を確保するため又は交通の危険を防止するために必要があると認められるときは、自転車を押して歩くよう努めなければならない。

2 市は、埼玉県及び交通安全団体と連携し、前項の規定による自転車の押し歩きの推進に関する啓発及び指導を行うものとする。

(自転車の安全利用対策及び防犯対策)

第18条 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備、反射器材の装着その他の自転車の安全な利用に関する対策を講じるよう努めなければならない。

2 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項に規定する防犯登録を受けるとともに、自転車の盗難防止のための施錠、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他の防犯対策を講じるよう努めなければならない。

(埼玉県の施策への協力)

第19条 市は、埼玉県が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するとともに、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例(平成23年埼玉県条例第60号)第15条第1項に規定する自転車安全利用指導員の本市の区域内における活動が円滑かつ効果的に行われるよう協力するものとする。

(自転車通行空間の整備)

第20条 市は、国及び埼玉県と連携し、歩行者、自転車利用者、自動車等運転者その他の道路を通行する者がそれぞれ安全に安心して通行することができる自転車通行空間の整備に努めるものとする。

(サイクリング等に親しむための基盤の整備)

第21条 市は、サイクリング又はスポーツとして行うレクリエーション活動としての自転車の利用(以下この条において「サイクリング等」という。)を促進するため、走行ルート、案内表示、サポート施設(サイクリング等を行う者が自転車の整備又は休憩をすることができる施設をいう。)その他のサイクリング等に親しむための基盤の整備に努めるものとする。

(自転車の駐車対策の推進)

第22条 市は、地域の自転車の利用状況を勘案し、自転車の駐車のための施設(以下この条において「自転車駐車場」という。)の設置に努めるとともに、事業者による自転車駐車場の設置その他の自転車の駐車場所の確保に向けた取組の支援に努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動に伴い自転車の駐車需要を生じさせる場合には、顧客、従業者等による自転車の駐車が道路を通行する者の妨げとならないよう自転車の駐車場所の確保及び自転車駐車場の利用の啓発に努めるものとする。

3 市は、自転車の駐車需要が著しく増大している地域又は自転車の駐車需要の増大が相当程度見込まれる地域においては、道路上の自転車駐車場の設置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(災害時における自転車の有効活用)

第23条 市は、自転車が有する機動性を生かし、災害時における自転車の有効活用を推進するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(自転車を活用した国際交流等の推進)

第24条 市は、諸外国における自転車のまちづくりに関する先進的な取組の調査研究を行うとともに、自転車のまちづくりに関する施策についての諸外国との情報交換、自転車の譲与その他の自転車を活用した国際的な交流及び貢献を推進するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(推進組織)

第25条 市は、第3条に定める基本理念の実現を図るため、市、自転車に関連する事業者、公共交通に関する事業者、交通安全団体等が相互に連携して自転車のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための組織を置くことができる。

(財政上の措置)

第26条 市は、自転車のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月13日条例第13号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。